



## 香港会社法修正 重要支配者台帳の整備保管 (後編)

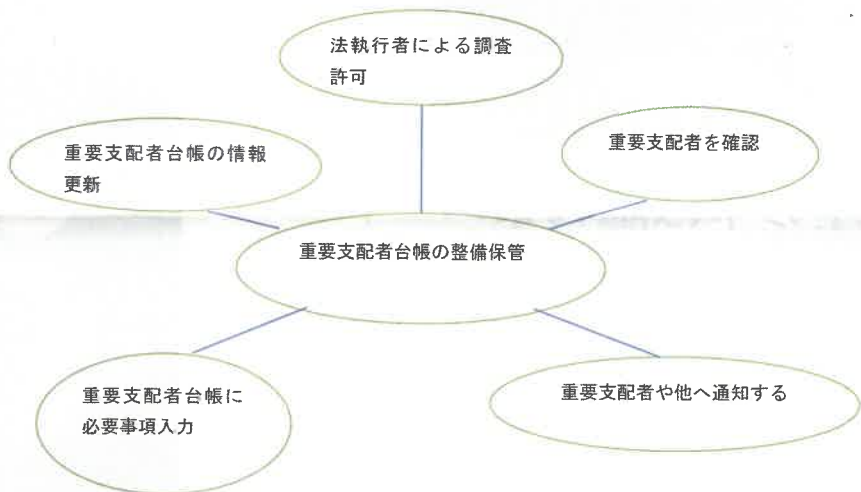
- 会社が取るべき行動  
(図表1参照)
- SCRに含むべき事項  
(図表2参照)
- SCRを調査する法執行者
- ・ 税関 (Customs and Excise Department)
  - ・ 香港金融監督庁 (Hong Kong Monetary Authority)
  - ・ 香港警察 (Hong Kong Police Force)
  - ・ 移民局 (Immigration Department)
  - ・ 税務署 (Inland Revenue Department)
  - ・ 保険業監督局 (Insurance Authority)
  - ・ ICAU (Independent Registry)
- SCRを調査およびコピーを取る権利があるのは以下の法執行機関である。
- ・ 会社登記所 (Company Registry)

図表2：SCRに含むべき事項

自然人の場合	法人の場合
- 名前	- 名前
- 通信住所	- 法人登記番号や設立国など
- 香港ID番号、パスポート番号及び発行国	- 登記住所
- 重要支配者となった日	- 重要支配法人となった日
- 会社への支配の性質	- 会社への支配の性質

Commission Against Corruption)  
証券先物取引委員会 (Securities and Futures Commission)  
罰則規定  
SCRの保管がされていない、あるいは適切な記録がなされていない場合は、

図表1：会社が取るべき行動 (出典：Guideline on Licensing of Trust or Company Service Providers)



会社およびすべての責任者はレベル4 (2万5000香港ドル) および1日毎に700香港ドルの罰金となした場合は、30万香港ドルの罰金と2年間の禁固刑、即時判決の場合は、レベル6 (10万香港ドル) の罰金と6カ月の禁固刑となる。

(このシリーズは月1回掲載します)

### 筆者紹介

ANDY CHENG  
弁護士 アンディチェン法律事務所代表  
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能  
www.andysolicitor.com  
info@andysolicitor.com

